

点検競技実施要領

1. 審査の主眼

車両の安全を確保するための「日常点検」を主体として、点検箇所、点検内容（着眼）、点検動作等について採点する。

満点は、200点とし、点検競技採点表に基づいて減点する。

車両下部の点検（懸架装置、プロペラシャフト、スペアタイヤ）は行なわないこととする。

2. 減点対象事項

- (1) 点検すべき箇所または内容を点検しなかった場合。
- (2) 不良（故障）箇所を発見しなかった場合。
- (3) 故障していない部位を「不良」と誤答した場合。
- (4) 審査官に報告する際に、点検箇所の名称を著しく誤った場合。
- (5) 点検内容に関する審査官の質問に正しく応答できなかった場合。

3. 点検時間

- (1) 11トン部門、トレーラ部門 8分とする。
- (2) 4トン部門、女性部門 7分とする。

4. 競技の進行

- (1) 競技車両の配列は、11ページによる。
- (2) 選手は、選手誘導係が呼出を行なうので指示に従い待機する。
- (3) 開始時刻1分前になると、選手は誘導係の誘導により、それぞれ自分が点検する車両の正面に、安全帽を着用し、車両の方を向いて整列する。各選手が整列を終えたら審査官の「始め」で点検を始める。
- (4) 各部門の持ち時間1分前に審査官が「点検時間あと1分」と伝達する。
その後1分経過した時「点検終わり」と告げるから直ちに点検をやめて元の位置に整列する。全て動作は機敏にする。
- (5) 競技終了後は、誘導係の指示により、競技選手控室に移動する。

5. 競技要領

- (1) 点検順序、点検動作は、自由。
- (2) 点検中、点検箇所、点検内容および点検結果を審査官に分かるように「〇〇よし」「〇〇なし」「〇〇不良」「〇〇不足」「〇〇漏れ」等、特に不良箇所を発見した場所は、その都度不良状態をはっきり審査官に告げ、その応答「ハイ」を得ること。
尚、不良の原因まで追求して報告する必要はない。

- (3) キャブの前傾やライト関係の点滅等は、各車に配置されている審査補助員に指示して行なわせることができる。
- (4) 審査官から質問を受けた場合は、その場で適切に応答する。
- (5) 不良個所の修復は、審査官から特に指示された場合を除き、行なう必要はない。

6. つぎの事項は点検を行なう必要がない

- (1) エンジンを始動して行なう点検。
- (2) 測定器具を使用して行なう点検。
- (3) 分解点検を必要とするもの。
- (4) タンク車等の特殊装置の点検
- (5) 不凍液、オイル、バッテリー液の質的点検。
- (6) 登録番号標および検査証の点検。
- (7) 備品、携行品の点検（免許証、車検証、保険証、検査標証、工具、運行記録計チャート等）。
- (8) バッテリーカバーの取付け。